平成２６年（フ）第７８号
愛知県豊田市花園町一本木30番地６
破産者　古川　結香
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２００号
愛知県豊橋市西七根町字中石塚39番地の９
破産者　羽田　友之
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第５１号
愛知県豊橋市花田町字中ノ坪111番地１　103
破産者　水野友佳子
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３３号
兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目７番４号　浜口文化203号、申立時の住所兵庫県尼崎市大庄北３丁目12番９号
破産者　上山満里子
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１４号
兵庫県尼崎市塚口町６丁目19番地の５　フィオーレ塚口505号
破産者　中野　京介
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１１５号
兵庫県芦屋市西蔵町８番９―103号
破産者　ベストリフォーム21こと　平家　　勝
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６０号
兵庫県宍粟市一宮町生栖471番地１
破産者　谷川養鶏場こと　谷川　　驍
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第１６６号
長崎県長崎市大橋町４番39号　ＮＥ大橋ビル403
破産者　應戸　　剛
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１９３８号
名古屋市天白区梅が丘３丁目1302番地
破産者　成瀬　篤子
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２８号
佐賀県西松浦郡有田町北ノ川内丙605番地11
破産者　藤本レイ子
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１８７号
札幌市厚別区厚別中央５条３丁目１番５―105号
破産者　大浦　富子
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４１号
山形市あけぼの２丁目１番１号　山形刑務所内、住民票上の住所宮城県登米市中田町石森字塚崎55番地９
破産者　武川　俊弥
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９４６号
名古屋市東区大幸３丁目16番20号　三旺マンション砂田橋802号
破産者　鈴木　利明
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３３号
名古屋市中村区稲西町97番地
破産者　綱木　郁夫
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５０３号
名古屋市名東区延珠町501番地　大島ビル503号、住民票上の住所名古屋市守山区大森５丁目102番地
破産者　狩俣ひとみ
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６０７号
名古屋市緑区池上台３丁目35番地　ムーニーヨーロピアン102号
破産者　山田ひと美
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１号
京都府福知山市字天田125番地の２　市営つつじが丘団地28号
破産者　野口　隆俊
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係